

点検評価ポートフォリオ 大阪市立大学

2020年3月

はじめに

本評価書の作成は大阪市立大学の内部質保証の取組を可視化するものとして取り組まれている。その本来の機能が期待されることはもちろん、2019年度から始まった第三巡目大学機関別認証評価への対応の準備行為としても重要な取り組みであると位置づけられている。

2022年度を受審に向け教育の内部質保証の体制整備を中心に取り組む。

大阪市立大学においては大阪府立大学との統合により新大学となるため、旧教育機関としては最終の受審となるが、体制整備、質保証実質化の取組を新大学へ継承する。

大学の沿革等については後の記述に譲るが、内部質保証と密接に関係する設立団体の中期目標と大学の中期計画・年度計画の状況について述べる。

2006年度に法人化した「公立大学法人大阪市立大学」を設置団体とする大阪市立大学は、その設立団体である大阪市の中期目標にもとづき中期計画を策定した。その計画は第2期まで継続し、法人は2018年度から始まる第3期中期計画（2018-2023年度、6か年）を策定した。

上記第3期中期計画は2019年度の公立大学法人大阪府立大学と公立大学法人大阪市立大学の法人統合に伴い1年間のみ計画が実施された。新たな法人の第1期中期計画（2019-2024年度、6か年）は、設立団体である大阪府・大阪市が策定した中期目標に沿って策定され計画が実施されることとなっている。

本学が予定している2022年度の大学機関別認証評価の対象範囲としては前回受審後の7年間がその期間であるが旧法人の第2期及び3期中期計画、新法人の第1期中期計画にまたがった期間となる。認証評価の対象期間の関係を整理すると次の年表のとおりである。

	中期目標・中期計画期間 (旧法人・市大)	中期目標・中期計画期間 (新法人)	大学機関別認証評価(大阪市立大学)	事項
2006				法人設立
2007				
2008	旧法人第1期		受審・認証	
2009				
2010				
2011				
2012	旧法人第2期			
2013				
2014				
2015			受審・認証	
2016				
2017				
2018	旧法人第3期			
2019		新法人第1期		法人統合
2020				設置認可申請予定
2021				
2022				受審予定
2023				新大学開学予定
2024				

これにより認証評価の対象期間は2015-2017年度は旧法人の第2期中期計画、2018年度のみ旧法人の第3期中期計画、2019-2021年度については新法人の第1期中期計画とそれらの年度計画と深く関連することとなる。

また、新大学開学に伴い認証評価受審年度の2022年度においては全ての学部・研究科は募集を停止する予定であるが、本報告書においては現状のまま記載している。

2019年度に作成した本評価書をもとに大阪市立大学計画・評価会議、教育の内部質保証ワーキンググループ会議等で検討を行い、外部識者の意見を受けつつ、各教育プログラムの実質的な内部質保証の取組を確認し、改善を進めていく予定となっている。

(2020年3月末現在)

大学の概要

(1) 大学名 大阪市立大学

(2) 所在地 大阪府大阪市

(3) 学部等の構成

学部 : 商学部, 経済学部, 法学部, 文学部, 理学部, 工学部, 医学部, 生活科学部

研究科 : 経営学研究科, 経済学研究科, 法学研究科, 文学研究科, 理学研究科, 工学研究科, 医学研究科,
生活科学研究科, 看護学研究科, 都市経営研究科

関連施設 : 学術情報総合センター, 文化交流センター, 都市健康・スポーツ研究センター, 人権問題研究センター,
大学教育研究センター, 英語教育開発センター, 都市研究プラザ,
情報基盤センター, 国際センター, 地域連携センター, 人工光合成研究センター,
健康科学イノベーションセンター, 都市防災教育研究センター, URAセンター, 入試センター,
複合先端研究機構, 数学研究所, 南部陽一郎物理学研究所, 証券研究センター, 工作技術センター,
大学史資料室, 理学部附属植物園, 医学部附属病院, 先端予防医療部附属クリニック (MedCity21),
医学部附属刀根山結核研究所, 医学情報センター, 医療研修センター

(4) 学生数及び教職員数

学生数 : 学部生 6,595 人、大学院生 1,697 人

教職員数 : 教員 733 人、職員 1,547 人

(2019年5月1日現在)

(5) 理念と特徴

【理念】

大阪市立大学は、優れた人材の育成と真理の探究という大学としての普遍的な使命を果たすとともに、人とその活動が集積する都市を学問創造の場としてとらえ、都市の諸問題に英知を結集して正面から取り組み、その成果を都市と市民に還元することにより、地域社会ひいては国際社会の発展に寄与する、市民の誇りとなる大学をめざす。

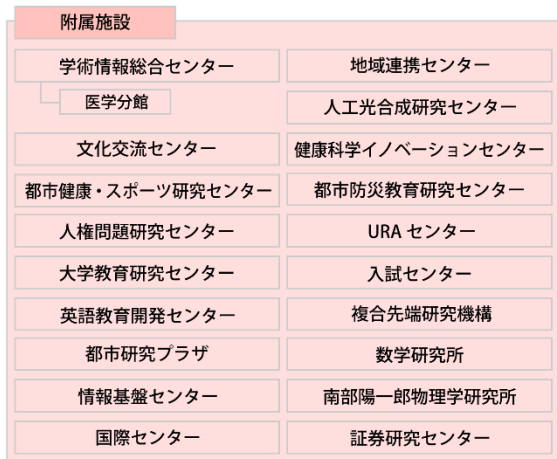
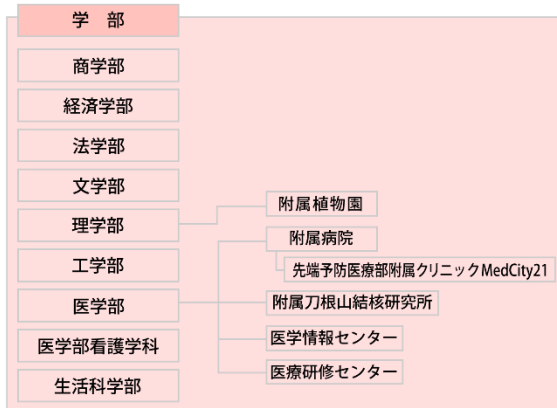
また、都市型総合大学として、都市・大阪の伝統と文化を継承するとともに、既成の学問の枠にとらわれない自由で創造的な教育と研究及び高水準の医療を通じ、市民とともに、都市の文化、経済、産業、医療等の諸機能の向上を図り、真の豊かさの実現をめざす。

【特徴】

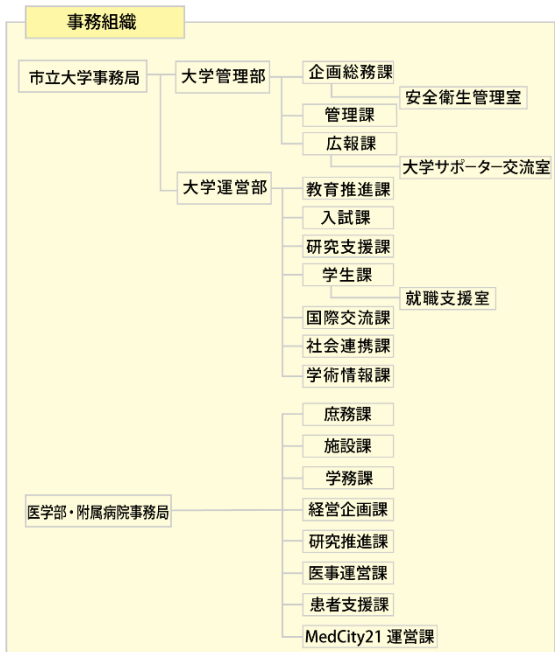
大阪市立大学は、1880年(明治13年)設立の大阪商業講習所を源流に、1928(昭和3)年創立された大阪市立の大阪商科大学を前身として、1949(昭和24)年、新制の大阪市立大学として発足した公立大学である。発足時は商学部・経済学部・法文学部・理工学・家政学部の5学部であったが、その後、大学院の創設、法文・理工両学部の分離、大阪市立医科大学の編入、学部名の変更、新研究科の設置などあり、現在8学部10研究科を擁する総合大学である。

2006(平成18)年に法人化し、公立大学法人大阪市立大学となった。その後、2019(平成31・令和元)年に公立大学法人大阪府立大学と法人統合し、公立大学法人大阪が発足した。現在、新法人が設置する大阪市立大学として第1期[2019(平成31・令和元)~2024(令和6)年度]中期目標・中期計画の期間中である。中期計画では3つの重点項目として「先端的・異分野融合型研究の推進による高度研究型大学の実現」「応用力や実践力を備えた国際力豊かな高度人材の育成」「都市問題の解決や産業競争力の強化による大阪の発展への貢献」を標榜し、進捗しているところである。

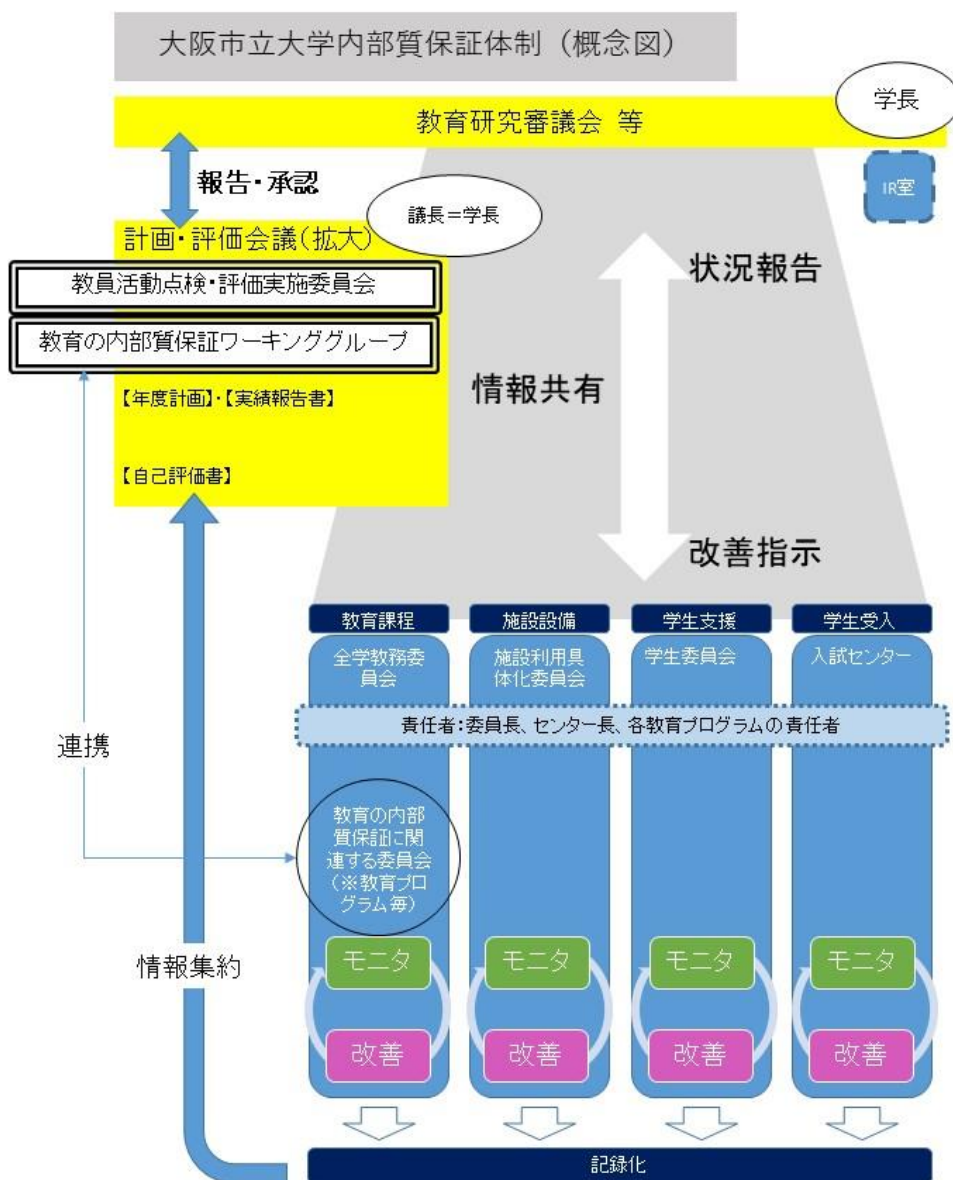
(6) 大学組織図



平成31年4月1日現在



(7) 内部質保証体制図



大学の目的

0 大学の目的

(1) 学士課程の目的

大阪市立大学(以下「大学」という。)は、学術研究の中心として深く専門の学芸を研究し、かつ、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)の規定に従い高い学問的教養を授けるとともに、人格の向上を図ることを目的とする。(大阪市立大学学則第 1 条)

(2) 大学院課程の目的

大阪市立大学大学院(以下「大学院」という。)は、学術の理論及び応用を教授研究し、精深な学識と研究能力を養い、文化の進展に寄与することを目的とする。(大阪市立大学大学院学則第 1 条)

1 教育の目的

本学では長期的な視野に立って大学の理念を謳う「大阪市立大学憲章」を平成 22 年 3 月に制定し、大学の目的を、「市井の精神に発した、自主独立・自由進取の気風あふれる建学の伝統」を基礎にして「真善美の価値判断を身につけ、英知と市民的公共性を備えた有為な人材を育成するとともに、基盤研究を重視しつつ、都市に収斂するあらゆる現代的諸問題を、人類普遍の喫緊の課題の一つととらえ、大阪市をはじめとする地域社会と連携しつつ、不断に創造的な思考を重ねていくことによって、その解決に邁進すること」としている(資料 大阪市立大学憲章)。

公立大学法人大阪の中期目標(2019 年度から)においてもその目的を、「豊かな人間性と高い知性を備え応用力や実践力に富む優れた人材の育成と真理の探究を使命とし、広い分野の総合的な知識と高度な専門的学術を教授研究するとともに、都市を学問創造の場と捉え、社会の諸問題について英知を結集し、併せて地域・産業界との連携のもと高度な研究を推進し、その成果を社会へ還元することにより、地域社会及び国際社会の発展に寄与すること」と前文に謳い、公立大学の特性をふまえた大学の目的を定めている(資料 公立大学法人大阪第 1 期中期目標)。

さらに、大学の目的を踏まえて、学部・学科においても理念及び教育研究上の目的を明確に定め、本学ウェブサイトに掲載し公開している(資料 URL 集)。

2 研究の目的

本学は平成元年、将来の大学づくりの基本方針として「大阪市立大学基本計画」を定めた。それは本学の特徴を「都市型総合大学」と定め、大学の基本的使命である学問研究の卓越した中心となることをめざすと同時に、産業・商業都市大阪に立地する総合大学として新しい時代の要請に積極的に対応できる、柔軟で開放性に富んだ教育研究体制を築くこととした。本学の研究活動の目的は、この理念に沿って、諸分野における普遍的な基盤的及び応用的研究に止まらず、都市と市民に関連する諸課題において国際的、先端的な研究を推進することである。

以上の目的を具体化した本学における研究活動の目標は、平成 22 年 3 月に策定した大阪市立大学憲章に示された。

本学の研究活動の基本組織である各学部・研究科、センター等には、経営学・経済学・法学・文学・理学・工学・医学・看護学・生活科学・都市経営の各研究科、都市健康・スポーツ研究センター、都市

研究プラザ、大学教育センター、複合先端研究機構等があり、それぞれが本学の目的を踏まえて各組織の特性に従った理念を定めており、その理念に沿った目的に向けて各分野の研究活動を行っている。各研究科・センター等の目的の具体的な内容は各組織により多様であるが、各学問分野において国際的に最高、最先端での研究水準をめざすものである。各組織に属する教員個人は、その中で自由に創造的な研究に従事する。本学は、このような各学問分野の研究成果を集積し、それによって地域社会、ひいては国際社会の発展に寄与することを、研究大学としての本学の研究活動における目的としている。

3 社会貢献の目的

大阪市立大学においては公立大学として、設立当初から教育・研究に加えて地域社会への貢献を本来の使命として位置づけて様々な取り組みを行ってきた。都市大阪のシンクタンク拠点として地域課題の解決、地域における人材育成支援を重点事項と定め、より一層の「地域に開かれた大学」となることを目指す。(第1期中期目標全文より抜粋)

I 「基準 1 法令適合性の保証」に関する点検評価資料

イ 教育研究上の基本となる組織に関すること (①大学)

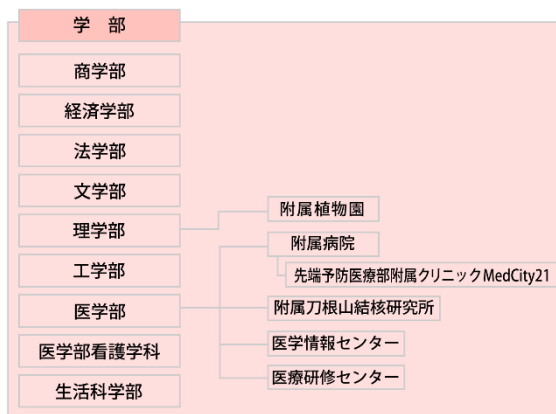
(1) 自己点検・評価の実施状況

【研究院と人事計画策定会議及び各組織】

大阪市立大学学則及び同研究院規程にもとづき大阪市立大学のすべての教員は研究院に所属する。教育研究組織（学部・研究科・各センター等の研究組織など）は研究院と兼務する教員によって構成される。研究院における人事は中期計画にもとづいた人事計画を実施するため人事計画策定会議の部会である市立大学部会において行われる。

公立大学法人大阪の定款及び組織規程には本学の学則に定める大学の目的、大阪市立大学憲章、中期目標における大学の理念及び教育研究等の目標を達成するために、商学部、経済学部、法学部、文学部、理学部、工学部、医学部、生活科学部の8学部を置くことが定められている。

各学部は、大学の教育研究上の目的に基づいて、それぞれ教育研究上の目的、人材育成目標を定め、その達成のため、一ないし複数の学科を置き、教育研究活動を実施している



また、本学の教養教育は、いわゆる設置基準の大綱化以前より、教養学部を置かず、全学の教員が授業を提供する仕組みであったが、大綱化以後、教養教育という名を全学共通教育と改め、すべての部局の教員が授業を担当することを原則として、全学的体制のもとで実施している。

現在、全学共通教育の実施責任を負うのは、全学共通教育教務委員会である。本委員会は、大学の教務関係を統括する教務担当部長が委員長を務める。また、本委員会は大学全体の教育と学生関係諸業務を管轄する、教育担当副学長を本部長とする教育推進本部に属している。

全学共通教務委員会は、各学部選出の委員各1名および教科会議議長より構成され、月例の委員会を開催し、各年度の全学共通教育の科目の調整、担当者の決定、予算配分、TA配分などを審議決定することをその任務とする。

なお、いずれの組織についてもその改廃については大阪市立大学教育研究審議会の議を経て、公立大学法人大阪役員会において決定される。

【取り組みと成果】

現在 2022 年度の新大学開学に向けて人事計画策定会議を中心に計画的な教員人事を実施しており、設置認可条件に適合するよう順調に進捗している。

【参考】

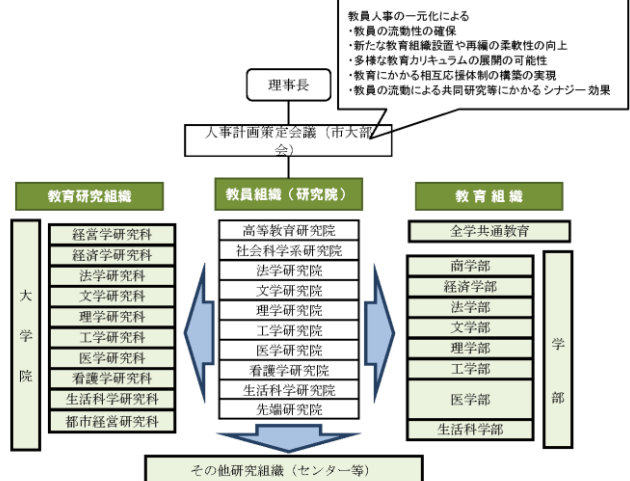
○研究院と人事計画策定会議

(研究院)

- ・市立大学のすべての教員は、教育組織と分離された教員組織である研究院に所属する。
- ・研究院は、人事計画策定会議の策定する人事計画に沿って、研究科等のニーズの把握や教育研究の向上、柔軟性の高い教員人事に資する取り組みを固り、全学的な教員人事計画の具体化を進める。

(人事計画策定会議)

- ・法人の中期計画や教育研究戦略に沿った中長期及び毎年度の教員人事計画を策定するための理事長直轄審議機関。大学毎の部会を持つ。



- 教員人事の一元化による
- ・教員の流動性の確保
- ・新たな教育組織設置や再編の柔軟性の向上
- ・多様な教育カリキュラムの展開の可能性
- ・教育にかかる相互応答体制の構築の実現
- ・教員の流動による共同研究等にかかるシナジー効果

自己評価結果	可
優れた点	現在新大学設置のため教育・研究組織のあり方を見直し・再検討している。
改善を要する点	

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料（リンク）
	教育基本法	
①	第七条（大学） 大学は、學術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。 2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。	【組織に関する基本規程】 公立大学法人大阪定款 公立大学法人大阪組織規程 大阪市立大学学則 大阪市立大学研究院規程
	学校教育法	
②	第八十三条 大学は、學術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。 ② 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。	【組織に関する基本規程】
	大学設置基準	
③	第二条（教育研究上の目的） 大学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。	【組織に関する基本規程】 及び 大阪市立大学「人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的」に関する規程 各教育プログラム別ページ（学部別）
④	第三条（学部） 学部は、専攻により教育研究の必要に応じ組織されるものであつて、教育研究上適当な規模内容を有し、教員組織、教員数その他が学部として適当であると認められるものとする。	【組織に関する基本規程】 及び 公立大学法人大阪人事計画策定会議規程
⑤	第四条（学科） 学部には、専攻により学科を設ける。 2 前項の学科は、それぞれの専攻分野を教育研究するに必要な組織を備えたものとする。	【組織に関する基本規程】
⑥	第五条（課程） 学部の教育上の目的を達成するため有益かつ適切であると認められる場合には、学科に代えて学生の履修上の区分に応じて組織される課程を設けることができる。	【組織に関する基本規程】
⑦	第十八条（収容定員） 収容定員は、学科又は課程を単位とし、学部ごとに学則で定めるものとする。この場合において、第二十六条の規定による昼夜開講制を実施するときはこれに係る収容定員を、第五十七条の規定により外国に学部、学科その他の組織を設けるときはこれに係る収容定員を、編入学定員を設けるときは入学定員及び編入学定員を、それぞれ明示するものとする。 2 収容定員は、教員組織、校地、校舎等の施設、設備その他の教育上の諸条件を総合的に考慮して定めるものとする。 3 大学は、教育にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする。 ※ 入学定員の超過率については、平成十五年文部科学省告示第四十五号、平成二十七年文部科学省告示第百五十四号を参考とすること	【組織に関する基本規程】
⑧	第四十条の四（大学等の名称） 大学、学部及び学科（以下「大学等」という。）の名称は、大学等として適当であるとともに、当該大学等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。	【組織に関する基本規程】

イ 教育研究上の基本となる組織に関すること (②大学院)

(1) 自己点検・評価の実施状況

【研究院と人事計画策定会議及び各組織】

大阪市立大学学則及び大阪市立大学大学院規程にもとづき大阪市立大学のすべての教員は研究院に所属する。教育研究組織(学部・研究科・各センター等の研究組織など)は研究院と兼務する教員によって構成される。研究院における人事は中期計画にもとづいた人事計画を実施するため人事計画策定会議の部会である市立大学部会において行われる。

公立大学法人大阪の定款及び組織規程には本学は、修業年限前期2年、後期3年の博士課程をもつ経営学・経済学・法学・文学・理学・工学・生活科学・看護学・都市経営・創造都市(募集停止)の10研究科、修業年限2年の修士課程と修業年限4年の博士課程をもつ医学研究科を置くことが定められている。

各研究科には、大学院学則に定める目的、及び各研究科の人材育成目標など教育研究上の目的の達成のために、一ないし複数の専攻を置き研究活動を実施している。なお、法学研究科には、専門職学位課程として、法曹養成専攻がある。

大学院		
経営学研究科	理学研究科	生活科学研究科
経済学研究科	工学研究科	創造都市研究科
法学研究科	医学研究科	都市経営研究科
文学研究科	看護学研究科	

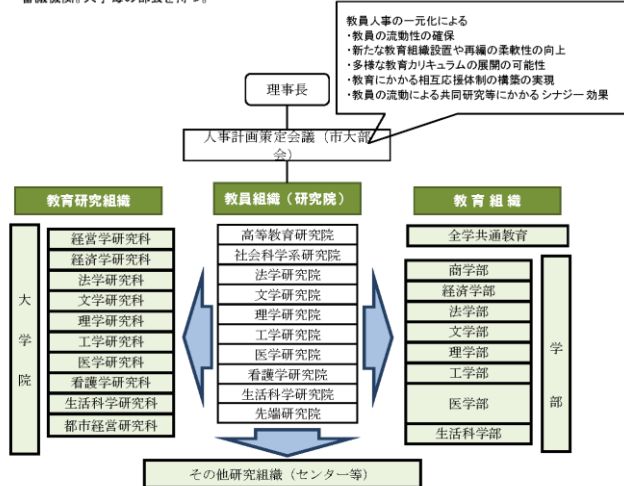
なお、いずれの組織についてもその改廃については大阪市立大学教育研究審議会の議を経て、公立大学法人大阪役員会において決定される。

【取り組みと成果】

現在2022年度の新大学開学に向けて人事計画策定会議を中心に計画的な教員人事を実施しており、設置認可条件に適合するよう順調に進捗している。

【参考】

- 研究院と人事計画策定会議(研究院)
 - ・市立大学のすべての教員は、教育組織と分離された教員組織である研究院に所属する。
 - ・研究院は、人事計画策定会議の策定する人事計画に沿って、研究科等のニーズの把握や教育研究の向上、柔軟性の高い教員人事に資する取り組みを固り、全学的な教員人事計画の具体化を進める。
- (人事計画策定会議)
 - ・法人の中期計画や教育研究戦略に沿った中長期及び毎年度の教員人事計画を策定するための理事長直轄審議機関。大学毎の部会を持つ。



自己評価結果	可。
優れた点	現在新大学設置のため教育・研究組織のあり方を見直し・再検討している。
改善を要する点	

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	学校教育法	
①	<p>第九十九条 大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。</p> <p>② 大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする。</p>	【組織に関する基本規程】 公立大学法人大阪定款 公立大学法人大阪組織規程 大阪市立大学学則 大阪市立大学研究院規程 大阪市立大学大学院学則
	大学院設置基準	
②	<p>第一条の二（教育研究上の目的） 大学院は、研究科又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。</p>	【組織に関する基本規程】 及び 大阪市立大学「人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的」に関する規程 各教育プログラム別ページ（研究科別）
③	<p>第二条（大学院の課程） 大学院における課程は、修士課程、博士課程及び専門職学位課程（学校教育法第九十九条第二項の専門職大学院の課程をいう。以下同じ。）とする。</p> <p>2 大学院には、修士課程、博士課程及び専門職学位課程のうち二以上を併せ置き、又はそのいずれかを置くものとする。</p>	【組織に関する基本規程】
④	<p>第三条（修士課程） 修士課程は、広い視野に立つて精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。</p> <p>2 修士課程の標準修業年限は、二年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、二年を超えるものとするができる。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、修士課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であつて、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を一年以上二年未満の期間とすることができる。</p>	【組織に関する基本規程】
⑤	<p>第四条（博士課程） 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。</p> <p>2 博士課程の標準修業年限は、五年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、五年を超えるものとすることができる。</p> <p>3 博士課程は、これを前期二年及び後期三年の課程に区分し、又はこの区分を設けないものとする。ただし、博士課程を前期及び後期の課程に区分する場合において、教育研究上の必要があると認められるときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、前期の課程については二年を、後期の課程については三年を超えるものとするすることができる。</p> <p>4 前期二年及び後期三年の課程に区分する博士課程においては、その前期二年の課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。前項ただし書の規定により二年を超えるものとした前期の課程についても、同様とする。</p> <p>5 第二項及び第三項の規定にかかわらず、教育研究上必要がある場合においては、第三項に規定する後期三年の課程のみの博士課程を置くことができる。この場合において、当該課程の標準修業年限は、三年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、三年を超えるものとするすることができる。</p>	【組織に関する基本規程】
⑥	<p>第五条（研究科） 研究科は、専門分野に応じて、教育研究上の目的から組織されるものであつて、専攻の種類及び数、教員数その他が大学院の基本となる組織として適当な規模内容を有すると認められるものとする。</p>	【組織に関する基本規程】
⑦	<p>第六条（専攻） 研究科には、それぞれの専攻分野の教育研究を行うため、数個の専攻を置くことを常例とする。ただし、教育研究上適当と認められる場合には、一個の専攻のみを置くことができる。</p> <p>2 前期及び後期の課程に区分する博士課程においては、教育研究上適当と認められる場合には、前期の課程と後期の課程で異なる専攻を置くことができるものとする。</p>	【組織に関する基本規程】
⑧	<p>第十条（収容定員） 収容定員は、教員組織及び施設設備その他の教育研究上の諸条件を総合的に考慮し、課程の区分に応じ専攻を単位として研究科ごとに定めるものとする。</p> <p>2 前項の場合において、第四十五条の規定により外国に研究科、専攻その他の組織を設けるときは、これに係る収容定員を明示するものとする。</p> <p>3 大学院は、教育研究にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする。</p> <p>※ 入学定員の超過率については、平成十五年文部科学省告示第四十五号、平成二十七年文部科学省告示第百五十四号を参考とすること</p>	【組織に関する基本規程】
⑨	<p>第二十三条の四（研究科等の名称） 研究科及び専攻（以下「研究科等」という。）の名称は、研究科等として適当であるとともに、当該研究科等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。</p>	【組織に関する基本規程】

ロ 教員組織に関すること (①大学)

(1) 自己点検・評価の実施状況

【研究院と人事計画策定会議及び各組織】

学則のもとには大阪市立大学研究院規程があり、研究院を次のとおりとしている。

- 高等教育研究院
- 社会科学系研究院
- 法学研究院
- 文学研究院
- 理学研究院
- 工学研究院
- 医学研究院
- 看護学研究院
- 生活科学研究院
- 先端研究院

大阪市立大学のすべての教員は研究院に所属する。教育研究組織(学部・研究科・各センター等の研究組織など)は研究院と兼務する教員によって構成される。研究院における人事(採用・異動等)は中期計画にもとづいた人事計画を実施するため人事計画策定会議の部会である市立大学部会において行われる。

公立大学法人大阪定款において、大阪市立大学に教育研究審議会を置くことを定め、教育活動等に係る重要事項を審議することとし、この定款を受けて、学則において詳細に審議事項を列挙している。

各学部には学部教授会を設置し、教育に関する重要事項を審議することとしている。

また、内部質保証について各教育プログラム毎に管轄する委員会等を設置しプログラムの点検・改善を行っている。

教員活動点検・評価制度においては研究院に評価委員会が組織され、各教員の教育・研究・社会貢献・学内管理等諸活動についての自己評価の状況を把握している。また、その結果については単位期間(3年)ごとに外部委員の評価を受けて評価結果を公表している。

大学全体では、教育推進本部が教育活動全般を統括し、その下部組織として、全学共通教育の教育課程や教育方法などを検討するための組織である全学共通教育教務委員会、複数学部にわたる専門教育及び大学院教育の教育課程や教育方法などを検討する学部・大学院教務委員会が設置されている。

全学共通教育教務委員会及び学部・大学院教務委員会は、教務担当部長を委員長とし、各研究科・学部選出の委員により構成され、前者は月例、後者は随時会議を開催し、それぞれの任務を遂行している。各学部と研究科及び上記センターは、学則にもとづく教授会運営のための内規を定め、原則として毎月1回以上の定例教授会を開催し、学則に定める審議事項を審議している。また教授会のもとに内部質保証に係る委員会や教務委員会等を置き月例ないし随時会議を開催して、各学部・研究科独自の教育課程や教育方法などについて質保証の観点から事項を検討している。

【取り組みと成果】

法人理事長のガバナンス、学長のリーダーシップの下、組織の見直しを適宜行っている。2019年度は年度計画にもとづき複合先端研究機構と人工光合成研究センターの組織のあり方を検討した。

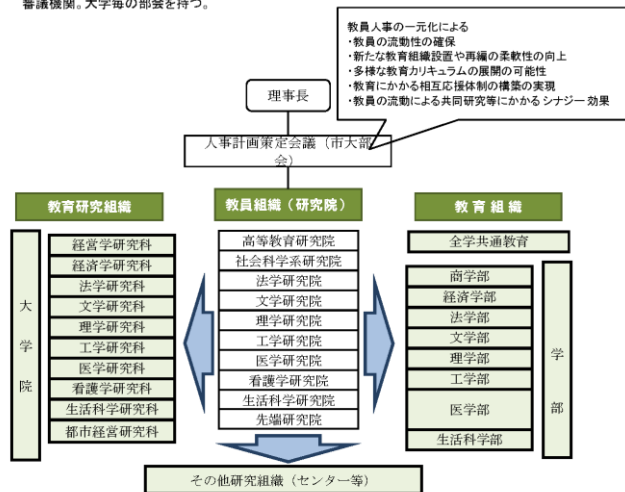
○研究院と人事計画策定会議

(研究院)

- ・市立大学のすべての教員は、教育組織と分離された教員組織である研究院に所属する。
- ・研究院は、人事計画策定会議の策定する人事計画に沿って、研究科等のニーズの把握や教育研究の向上、柔軟性の高い教員人事に資する取り組みを図り、全学的な教員人事計画の具体化を進める。

(人事計画策定会議)

- ・法人の中期計画や教育研究戦略に沿った中長期及び毎年度の教員人事計画を策定するための理事長直轄審議機関。大学毎の部会を持つ。



自己評価結果	可
優れた点	現在新大学設置のため教員組織のあり方を見直し・再検討している。
改善を要する点	

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	学校教育法	
①	<p>第九十三条 大学に、教授会を置く。 ② 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。 一 学生の入学、卒業及び課程の修了 二 学位の授与 三 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの ③ 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。 ④ 教授会の組織には、准教授その他の職員を加えることができる。</p>	大阪市立大学学則 各学部教授会規程【別添】
	大学設置基準	
②	<p>第七条（教員組織） 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、教育研究組織の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員を置くものとする。 2 大学は、教育研究の実施に当たり、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、教育研究に係る責任の所在が明確になるように教員組織を編制するものとする。 3 大学は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。 4 大学は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として専任の教授又は准教授を少なくとも一人以上置くものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。 ※ 教員の職務・資格等については、学校教育法第九十二条、大学設置基準第十四条・第十五条・第十六条・第十六条の二・第十七条を参照すること</p>	公立大学法人大阪人事計画策定会議規程 大阪市立大学学則 大阪市立大学研究院規程
③	<p>第十条（授業科目の担当） 大学は、教育上主要と認める授業科目（以下「主要授業科目」という。）については原則として専任の教授又は准教授に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく専任の教授、准教授、講師又は助教（第十三条、第四十六条第一項及び第五十五条において「教授等」という。）に担当させるものとする。 2 大学は、演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については、なるべく助手に補助させるものとする。</p>	大阪市立大学学則 各研究科履修規程【別添】
④	<p>第十二条（専任教員） 教員は、一の大学に限り、専任教員となるものとする。 2 専任教員は、専ら前項の大学における教育研究に従事するものとする。 3 前項の規定にかかわらず、大学は、教育研究上特に必要があり、かつ、当該大学における教育研究の遂行に支障がないと認められる場合には、当該大学における教育研究以外の業務に従事する者を、当該大学の専任教員とすることができる。</p>	大阪市立大学学則
⑤	<p>第十三条（専任教員数） 大学における専任教員の数は、別表第一により当該大学に置く学部の種類及び規模に応じ定める教授等の数（共同学科を置く学部にあつては、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる教授等の数と第四十六条の規定により得られる当該共同学科に係る専任教員の数を合計した数）と別表第二により大学全体の収容定員に応じ定める教授等の数を合計した数以上とする。 ※ 専任教員の数については、大学設置基準別表第一・別表第二を参照すること</p>	大阪市立大学学則

ロ 教員組織に関すること (②大学院)

(1) 自己点検・評価の実施状況

【研究院と人事計画策定会議及び各組織】

大阪市立大学のすべての教員は研究院に所属する。教育研究組織（学部・研究科・各センター等の研究組織など）は研究院と兼務する教員によって構成される。研究院における人事は中期計画にもとづいた人事計画を実施するため人事計画策定会議の部会である市立大学部会において行われる。

公立大学法人大阪定款において、教育研究審議会を置くことを定め、教育活動等に係る重要事項を審議することとし、この定款を受けて、学則において詳細に審議事項を列挙している。

各研究科には研究科教授会を、各研究組織には教員会議を置いている。

また、内部質保証について各教育プログラム毎に管轄する委員会等を設置しプログラムの点検・改善を行っている。

大学全体では、教育推進本部が教育活動全般を統括し、その下部組織として、全学共通教育の教育課程や教育方法などを検討するための組織である全学共通教育教務委員会、複数学部にあたる専門教育及び大学院教育の教育課程や教育方法などを検討する学部・大学院教務委員会が設置されている。教育推進本部は教育担当副学長を本部長とし、教務・学生・入試担当部長、文系・理系の研究科長の代表、大学運営本部事務部長、学生支援等の担当課長で構成され、月例の本部会議を開催する。

全学共通教育教務委員会及び学部・大学院教務委員会は、教務担当部長を委員長とし、各研究科・学部選出の委員により構成され、前者は月例、後者は随時会議を開催し、それぞれの任務を遂行している。

各学部と研究科及び上記センターは、学則にもとづく教授会運営のための内規を定め、原則として毎月1回以上の定例教授会を開催し、学則に定める審議事項を審議している。

また教授会のもとに内部質保証に係る委員会や教務委員会等を置き月例ないし随時会議を開催して、各学部・研究科独自の教育課程や教育方法などについて質保証の観点から事項を検討している。

教員活動点検・評価制度においては研究院に評価委員会が組織され、各教員の教育・研究・社会貢献・学内管理等諸活動についての自己評価の状況を把握している。また、その結果については単位期間(3年)ごとに外部委員の評価を受けて評価結果を公表している。

【取り組みと成果】

法人理事長のガバナンス、学長のリーダーシップの下、組織の見直しを適宜行っている。2018年度に募集開始した都市経営研究科は創造都市研究科を母体とし、発展的に改組した研究科となっている。

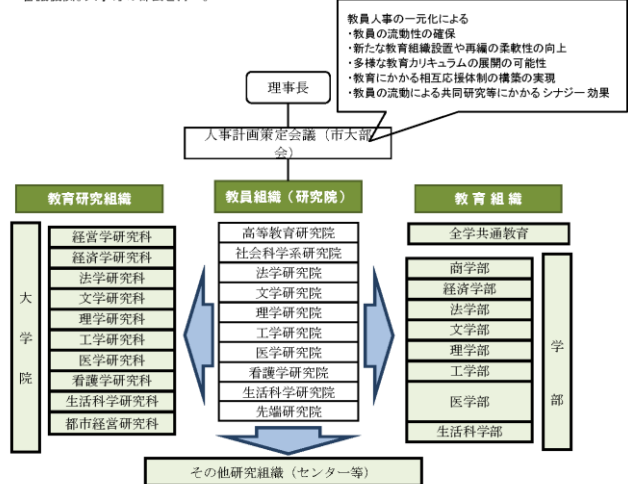
○研究院と人事計画策定会議

(研究院)

・市立大学のすべての教員は、教育組織と分離された教員組織である研究院に所属する。
・研究院は、人事計画策定会議の策定する人事計画に沿って、研究科等のニーズの把握や教育研究の向上、柔軟性の高い教員人事に資する取り組みを固り、全学的な教員人事計画の具体化を進める。

(人事計画策定会議)

・法人の中期計画や教育研究戦略に沿った中長期及び毎年度の教員人事計画を策定するための理事長直轄審議機関。大学毎の部会を持つ。



自己評価結果	可
優れた点	現在新大学設置のため教員組織のあり方を見直し・再検討している。
改善を要する点	

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学院設置基準	
①	<p>第八条（教員組織） 大学院には、その教育研究上の目的を達成するため、研究科及び専攻の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員を置くものとする。</p> <p>2 大学院は、教員の適切な役割分担及び連携体制を確保し、組織的な教育が行われるよう特に留意するものとする。</p> <p>3 大学院の教員は、教育研究上支障を生じない場合には、学部、研究所等の教員等がこれを兼ねることができる。</p> <p>4 第七条の二に規定する研究科の教員は、教育研究上支障を生じない場合には、当該研究科における教育研究を協力して実施する大学の教員がこれを兼ねることができる。</p> <p>5 大学院は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。</p> <p>6 大学院は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として専任の教授又は准教授を少なくとも一人以上置くものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。</p> <p>※ 教員の職務・資格等については、学校教育法第九十二条を参照すること</p>	<p>大阪市立大学大学院学則 各研究科教授会規程【別添】</p>
②	<p>第九条（教員組織） 大学院には、前条第一項に規定する教員のうち次の各号に掲げる資格を有する教員を、専攻ごとに、文部科学大臣が別に定める数置くものとする。</p> <p>一 修士課程を担当する教員にあつては、次の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育研究上の指導能力があると認められる者</p> <p>イ 博士の学位を有し、研究上の業績を有する者 ロ 研究上の業績がイの者に準ずると認められる者 ハ 芸術、体育等特定の専門分野について高度の技術・技能を有する者 ニ 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者</p> <p>二 博士課程を担当する教員にあつては、次の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し、極めて高度の教育研究上の指導能力があると認められる者</p> <p>イ 博士の学位を有し、研究上の顕著な業績を有する者 ロ 研究上の業績がイの者に準ずると認められる者 ハ 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者</p> <p>2 博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程を除く。）を担当する教員は、教育研究上支障を生じない場合には、一個の専攻に限り、修士課程を担当する教員のうち前項第二号の資格を有する者がこれを兼ねることができる。</p> <p>※ 専攻ごとに置くものとする教員の数については、平成十一年文部省告示第百七十五号を参照すること</p>	<p>公立大学法人大阪人事計画策 定会議規程 大阪市立大学大学院学則 大阪市立大学研究院規程</p>
③	<p>第九条の二（一定規模数以上の入学定員の大学院研究科の教員組織） 研究科の基礎となる学部の学科の数を当該研究科の専攻の数とみなして算出される一個の専攻当たりの入学定員が、専門分野ごとに文部科学大臣が別に定める数（以下「一定規模数」という。）以上の場合には、当該研究科に置かれる前条に規定する教員のうち、一定規模数を超える部分について当該一定規模数ごとに一人を、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第十三条に定める専任教員の数に算入できない教員とする。</p> <p>※ 一個の専攻当たりの入学定員の一定の数（「一定規模数」）については、平成十一年文部省告示第百七十六号を参照すること</p>	<p>公立大学法人大阪人事計画策 定会議規程 大阪市立大学大学院学則</p>

ハ 教育課程に関すること (①大学)

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1 入学者選抜</p> <p>高大接続改革の方針及び入試制度等の変更を踏まえながら、アドミッション・ポリシーに沿った意欲のある優秀な学生を受け入れるため、入学者選抜が有効に機能しているかどうかを常に点検するアドミッションセンター機能を充実し、選抜方法の改善を図ることを中期計画(項目46)とし、2019年度は下記年度計画を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各学部・研究科は、入学者受入れの方針に基づく入学者選抜方法が、有効なものとなっているかを点検し、改善等を図る。 ・新入試制度に向け、入学者受入れの方針に基づく、有効な選抜方法を構築する。 <p>2 学士課程教育</p> <p>中期計画において「学士課程教育の主要な柱を構成する全学共通教育と学部専門教育の相乗効果の増進を図りながら、3ポリシーに基づく全学的方針に沿って改革を進める。初年次教育科目、総合教育科目、英語教育科目の刷新をはかり、授業時間の弾力的運用やアクティブラーニングの促進等を通して、効果的な学修をめざす。また、グローバル教育のGC副専攻や、地域志向教育のCR副専攻など副専攻制度についてカリキュラムと運営体制を検証し、改善を図る。」と定め、2019年度では項目31として初年次教育の改革を中心とした8つの計画を実施した。</p> <p>【取り組みと事例】</p> <p>教育推進本部を中心とした検討体制により、2019年度から本格実施された初年次教育改革の一つである英語教育改革においては統一テキストの採用及びシラバスの標準化及び評価のための標準ルーブリックの採用など教育効果を可視化し、教育の内部質保証に向けた取り組みを促進するものである。</p>	<p>【補足】</p> <p>2019年度に作成した自己評価書をもとに計画・評価会議、教育の内部質保証ワーキンググループ会議等で検討を行い、外部識者の意見を受けつつ、各教育プログラムの実質的な内部質保証の取組みを進めていく予定。(2020年3月末現在)</p> <p>特に入学者選抜については別途報告書を作成しその改善に努めている。</p> <p>【全学共通の取組】</p> <p>各教育プログラムにおける内部質保証の取組について体制を再確認した。</p> <p>プログラム単位でその形態は異なるがそれぞれ規程にもとづいた体制を整備し、内部質保証の具体的な取組を行っている。</p> <p>【外部評価・医学部医学科の取組】</p> <p>医学部医学科は医学教育分野別評価について2017年度受審・認証。(別添資料)</p> <p>受審時に指摘された事項については対応し、その後の経過を報告している。</p> <p>具体的にはカリキュラムの検証体制について指摘を受け医学部内にIR室を設置し教育プログラムに関する情報を管理・分析する仕組みを構築した。その結果各種調査・アンケート結果のフィードバックができるようになった。</p>
自己評価結果	可
優れた点	現在新大学設置のため学士教育課程のあり方を見直し・再検討している。
改善を要する点	

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学設置基準	
①	<p>第二条の二（入学者選抜） 入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。</p> <p>※ 大学に入学できる者の資格については、学校教育法第九十条を参照すること</p>	大阪市立大学入試推進本部規程
②	<p>第十九条（教育課程の編成方針） 大学は、当該大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。</p> <p>2 教育課程の編成に当たっては、大学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。</p> <p>※ 学位規程については、学位規則第十三条を参照すること</p>	<p>公立大学法人大阪定款 公立大学法人大阪組織規程 大阪市立大学学則 大阪市立大学大学院規程 大阪市立大学教育推進本部規程 大阪市立大学学部・大学院教育教務委員会規程 大阪市立大学全学共通教育教務委員会規程 各学部履修要覧【別添】</p>
③	<p>第二十条（教育課程の編成方法） 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。</p>	各学部履修要覧【別添】
④	<p>第二十一条（単位） 各授業科目の単位数は、大学において定めるものとする。</p> <p>2 前項の単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。</p> <p>一 講義及び演習については、十五時間から三十時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって一単位とする。</p> <p>二 実験、実習及び実技については、三十時間から四十五時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって一単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、大学が定める時間の授業をもって一単位とすることができる。</p> <p>三 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前二号に規定する基準を考慮して大学が定める時間の授業をもって一単位とする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。</p>	<p>各学部履修要覧【別添】 各学部シラバス【別添】</p>
⑤	<p>第二十二条（一年間の授業時間） 一年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、三十五週にわたることを原則とする。</p>	<p>大阪市立大学学年暦 各学部履修要覧【別添】 各学部シラバス【別添】</p>
⑥	<p>第二十三条（各授業科目の授業時間） 各授業科目の授業は、十週又は十五週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでない。</p>	<p>各学部履修要覧【別添】 各学部シラバス【別添】</p>
⑦	<p>第二十五条（授業の方法） 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。</p> <p>2 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。</p> <p>3 大学は、第一項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。</p> <p>4 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第一項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。</p>	<p>各学部履修要覧【別添】 各学部シラバス【別添】</p>
⑧	<p>第二十五条の二（成績評価基準等の明示等） 大学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。</p> <p>2 大学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。</p> <p>※ 卒業の要件については、大学設置基準第三十二条、学校教育法施行規則第四百七条を参照すること</p>	<p>各学部履修要覧【別添】 各学部シラバス【別添】</p>
⑨	<p>第二十七条（単位の授与） 大学は、一の授業科目を履修した学生に対しては、試験の上単位を与えるものとする。ただし、第二十一条第三項の授業科目については、大学の定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。</p>	<p>各学部履修要覧【別添】 各学部シラバス【別添】</p>
⑩	<p>第二十七条の二（履修科目の登録の上限） 大学は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならない。</p> <p>2 大学は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。</p>	<p>各学部履修要覧【別添】 各学部シラバス【別添】</p>

ハ 教育課程に関すること (②大学院)

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1 入学者選抜 大学院のアドミッション・ポリシーに沿った意欲のある優秀な大学院生を受け入れるため、入学者選抜が有効に機能しているかどうかを常に点検するアドミッションセンター機能を充実し、選抜方法の改善を図ることを中期計画(項目 46)とし、2019 年度は下記年度計画を実施している。 ・各学部・研究科は、入学者受入れの方針に基づく入学者選抜方法が、有効なものとなっているかを点検し、改善等を図る。</p> <p>2 大学院教育課程 中期計画において「大学院課程教育では、各研究科が行っている専門教育に加えて、研究倫理の向上や多様なキャリア形成、グローバルなコミュニケーション力の獲得等に資する大学院共通教育の充実を図る。」と定め、2019 年度では項目 32 として大学院共通教育科目の充実を中心とした 7 つの計画を実施した。</p> <p>3 研究指導について 大学院生の研究指導に関する規程については大学院教育プログラム毎に策定されている。</p> <p>【取り組みと成果】 中期計画に謳われている研究倫理の向上などを目的とし、教育推進本部を中心として検討した結果、大学院共通科目として「研究倫理」(半期 2 単位)を開講した。全学から受講者を得ている。受講者は年度ごとに増加し、授業評価アンケート等でも高い評価を得ている。</p>	<p>【全研究科共通事項】 2019 年度に作成した自己評価書をもとに計画・評価会議、教育の内部質保証ワーキンググループ会議等で検討を行い、外部識者の意見を取り入れながら、各教育プログラムの実質的な内部質保証の取り組みを進めていく予定。(2020 年 3 月末現在)</p> <p>【外部評価・法科大学院の取組】 大学院法学研究科法曹養成専攻科は法科大学院認証評価について 2018 年度受審・認証(別添資料) 受審時に指摘された事項については対応し、その後の経過を報告している。 具体的には、改善すべき点として指摘を受けた点のうち、成績評価について相対評価とする場合の各ランクの分布の在り方に関する方針について学生に対して周知を行うべきとされた点、および、成績評価に関するデータを兼任教員と共有すべきとされた点については、すでに改善済みです。</p>
自己評価結果	可
優れた点	現在新大学設置のため大学院教育課程のあり方を見直し・再検討している。
改善を要する点	

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学院設置基準	
①	<p>第一条の三（入学者選抜） 入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。</p>	大阪市立大学入試推進本部規程
②	<p>第十一条（教育課程の編成方針） 大学院は、当該大学院、研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。 2 教育課程の編成に当たっては、大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない。 ※ 学位規程については、学位規則第十三条を参照すること</p>	<p>公立大学法人大阪定款 公立大学法人大阪組織規程 大阪市立大学大学院学則 大阪市立大学研究院規程 大阪市立大学教育推進本部規程 大阪市立大学学部・大学院教育 教務委員会規程 各研究科履修要覧【別添】</p>
③	<p>第十二条（授業及び研究指導） 大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。</p>	<p>各研究科履修要覧【別添】 各研究科シラバス【別添】</p>
④	<p>第十三条（研究指導） 研究指導は、第九条の規定により置かれる教員が行うものとする。 2 大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院又は研究所等において必要な研究指導（共同教育課程を編成する専攻の学生が当該共同教育課程を編成する大学院において受けるもの及び国際連携教育課程を編成する専攻の学生が当該国際連携教育課程を編成する大学院において受けるものを除く。以下この項において同じ。）を受けることを認めることができる。ただし、修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、一年を超えないものとする。</p>	各研究科履修要覧【別添】
⑤	<p>第十四条の二（成績評価基準等の明示等） 大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに一年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。 2 大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。 ※ 修士課程及び博士課程の修了要件については、大学院設置基準第十六条・第十七条、学位規則第三条・第四条を参照すること</p>	<p>各研究科履修要覧【別添】 各研究科シラバス【別添】</p>
⑥	<p>第十五条（大学設置基準の準用） 大学院の各授業科目の単位、授業日数、授業期間、授業を行う学生数、授業の方法及び単位の授与、他の大学院における授業科目の履修等、入学前の既修得単位等の認定、長期にわたる教育課程の履修並びに科目等履修生等については、大学設置基準第二十一条から第二十五条まで、第二十七条、第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第三十条第一項及び第三項、第三十条の二並びに第三十一条（第三項を除く。）の規定を準用する。この場合において、第二十八条第一項中「六十単位」とあるのは「十単位」と、同条第二項中「及び外国の」とあるのは「、外国の」と、「当該教育課程における授業科目を我が国において」とあるのは「当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和五十一年法律第七十二号）第一条第二項に規定する千九百七十二年十二月十一日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（第三十五条第一項において「国際連合大学」という。）の教育課程における授業科目を」と、第三十条第三項中「前二項」とあるのは「第一項」と、「第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び前条第一項により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて六十単位」とあるのは「十単位」と、第三十条の二中「修業年限」とあるのは「標準修業年限」と、「卒業」とあるのは「課程を修了」と読み替えるものとする。</p>	<p>各研究科履修要覧【別添】 各研究科シラバス【別添】</p>

二 施設及び設備に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

大阪市立大学は、杉本キャンパス、阿倍野キャンパス、梅田サテライトキャンパスのほか、いくつかの学外施設から構成されており、校地面積は558,223㎡、校舎面積は366,788㎡であり、研究室、講義室、演習室、実験室など、各部局の必要に応じた施設・設備を整備している。

キャンパス整備計画については平成20年11月に「キャンパスプラン2008」を策定し、計画的に改築・補強・老朽改修を行った。また、第3期中期計画においては施設整備費補助金の計画（別紙）を策定し、設立団体と協働して施設の安全性確保、維持に努めている。施設の有効利用を図るために「杉本キャンパス施設利用検討委員会」を設置し、効率的な施設配置を実現するために、低利用施設を活用した学内での施設再配置を行うとともに、全学的な施設のルール・システム作りに取り組んでいる。

施設・設備における耐震化については、阿倍野キャンパスでは完了し、杉本キャンパスにおいては、建替と耐震補強を順次行い、2020年3月時点で耐震化率90.3%（法対象施設）となっている。

今後は法の対象とならない小規模施設等についても、順次、耐震化を図るとともに、大規模空間の天井耐震化にも取り組んでいる。

施設のバリアフリー化については、杉本地区の各棟にはエレベーター、車椅子用のスロープのほか、多目的トイレ、点字ブロック、障害者用駐車場等を整備しており、阿倍野地区についても、同様のバリアフリー施設が整備されている。他方で、旧教養地区では点字ブロックによる誘導路の確保がほとんどない。

安全・防犯面については、構内への出入口に防犯カメラを設置するとともに、盗難等の事案があった箇所や類似箇所について、設置を進めているところである。また、トイレ整備の際には犯罪の抑止効果のある設計を採用するなど発生防止に努めている。

また、本学ではp4「(7) 内部質保証体制図」のとおりに学長・教育研究審議会を中心とした内部質保証体制を構築した。

施設管理については施設等の使用状況・要望を施設改修等に反映する取り組みなどを行った。（管理課資料）

また法人の中期計画と連動した大阪市立大学施設整備計画を大阪市の承認のもと作成し計画的、効果的な施設整備を実施している。

【取り組みと成果】

施設整備計画にもとづいた整備の例

- ①耐震化率の向上 2016年度当初 84.5%→2019年度末 90.3%
- ②学生と協働した施設改修の実施 3か所
- ③新大学に向けたキャンパスプランの策定

自己評価結果	可
優れた点	施設・校地は法令により求められる基準を充足し、それらが計画的に維持されている。
改善を要する点	耐震化法の法令対象外の施設の一部について耐震化が遅れている。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学設置基準	
①	<p>第三十四条（校地） 校地は、教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、大学は、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるため前項に規定する空地を校舎の敷地に有することができないと認められる場合において、学生が休息その他に利用するため、適当な空地を有することにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該大学が講じている場合に限り、空地を校舎の敷地に有しないことができる。</p> <p>3 前項の措置は、次の各号に掲げる要件を満たす施設を校舎に備えることにより行うものとする。</p> <p>一 できる限り開放的であつて、多くの学生が余裕をもつて休息、交流その他に利用できるものであること。</p> <p>二 休息、交流その他に必要な設備が備えられていること。</p> <p>※ 必要な校地の面積については、大学設置基準第三十七条を参照すること</p>	<p>公立大学法人大阪定款 公立大学法人大阪固定資産管理規程</p> <p>大阪市立大学学則</p>
②	<p>第三十五条（運動場） 運動場は、教育に支障のないよう、原則として校舎と同一の敷地内又はその隣接地に設けるものとし、やむを得ない場合には適当な位置にこれを設けるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、大学は、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるため前項に規定する運動場を設けることができないと認められる場合において、運動場を設けることにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該大学が講じており、かつ、教育に支障がないと認められる場合に限り、運動場を設けないことができる。</p> <p>3 前項の措置は、原則として体育館その他のスポーツ施設を校舎と同一の敷地内又はその隣接地に備えることにより行うものとする。ただし、やむを得ない特別の事情があるときは、当該大学以外の者が備える運動施設であつて次の各号に掲げる要件を満たすものを学生に利用させることにより行うことができるものとする。</p> <p>一 様々な運動が可能で、多くの学生が余裕をもつて利用できること。</p> <p>二 校舎から至近の位置に立地していること。</p> <p>三 学生の利用に際し経済的負担の軽減が十分に図られているものであること。</p>	<p>公立大学法人大阪定款 公立大学法人大阪固定資産管理規程</p> <p>大阪市立大学学則</p>
③	<p>第三十六条（校舎施設等） 大学は、その組織及び規模に応じ、少なくとも次に掲げる専用の施設を備えた校舎を有するものとする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育研究に支障がないと認められるときは、この限りでない。</p> <p>一 学長室、会議室、事務室</p> <p>二 研究室、教室（講義室、演習室、実験・実習室等とする。）</p> <p>三 図書館、医務室、学生自習室、学生控室</p> <p>2 研究室は、専任の教員に対しては必ず備えるものとする。</p> <p>3 教室は、学科又は課程に応じ、必要な種類と数を備えるものとする。</p> <p>4 校舎には、第一項に掲げる施設のほか、なるべく情報処理及び語学の学習のための施設を備えるものとする。</p> <p>5 大学は、校舎のほか、原則として体育館を備えるとともに、なるべく体育館以外のスポーツ施設及び講堂並びに寄宿舎、課外活動施設その他の厚生補導に関する施設を備えるものとする。</p> <p>6 夜間において授業を行う学部（以下「夜間学部」という。）を置く大学又は昼夜開講制を実施する大学にあつては、研究室、教室、図書館その他の施設の利用について、教育研究に支障のないようにするものとする。</p> <p>※ 必要な校舎の面積及び設置する学部または学科ごとに必要な附属施設については、大学設置基準第三十七条の二・第三十九条・別表第三を参照すること</p> <p>※ 大学院を置く場合、大学院設置基準第十九条・第二十二条も参照すること</p> <p>※ 二以上の校地において教育研究を行う場合、大学設置基準第四十条の二、大学院設置基準第二十二条の二を参照すること</p>	<p>公立大学法人大阪定款 公立大学法人大阪固定資産管理規程</p> <p>大阪市立大学学則</p> <p>大阪市立大学耐震化計画</p> <p>大阪市立大学施設整備計画（大阪市施設整備費補助金 申請補助資料）</p>
④	<p>第三十八条（図書等の資料及び図書館） 大学は、学部の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を、図書館を中心に系統的に備えるものとする。</p> <p>2 図書館は、前項の資料の収集、整理及び提供を行うほか、情報の処理及び提供のシステムを整備して学術情報の提供に努めるとともに、前項の資料の提供に関し、他の大学の図書館等との協力に努めるものとする。</p> <p>3 図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専任の職員を置くものとする。</p> <p>4 図書館には、大学の教育研究を促進できるような適当な規模の閲覧室、レファレンス・ルーム、整理室、書庫等を備えるものとする。</p> <p>5 前項の閲覧室には、学生の学習及び教員の教育研究のために十分な数の座席を備えるものとする。</p> <p>※ 大学院を置く場合、大学院設置基準第二十一条も参照すること</p>	<p>公立大学法人大阪定款 公立大学法人大阪固定資産管理規程</p> <p>大阪市立大学学則 大阪市立大学学術情報総合センター運営委員会規程</p>
⑤	<p>第四十条（機械、器具等） 大学は、学部又は学科の種類、教員数及び学生数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えるものとする。</p> <p>※ 大学院を置く場合、大学院設置基準第二十条も参照すること</p>	<p>公立大学法人大阪定款 公立大学法人大阪固定資産管理規程</p> <p>大阪市立大学学則</p>

ホ 事務組織に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>本学では、事務運営組織として、p3「大学組織図」の事務部門のと通りの組織構成となっている。</p> <p>公立大学法人大阪定款、大阪市立大学学則、同大学院学則等の規程に基づき、「大学執行会議」、「経営審議会」、「教育研究審議会」が設置されており、大学事務はそれら意志決定を支える支援事務をはじめ、職員採用などに代表される管理事務業務等を法人事務局と連携して実施している。</p> <p>事務組織は、組織規程等の規程に基づき、法人事務局、市立大学事務局、医学部・附属病院事務局に各部・課・室が属しており、大学の管理運営や大学の教育・研究・地域貢献や国際交流についての幅広い支援を行っている。</p> <p>また、事務職員（関係課の課長）は、各種委員会の委員として大学の管理運営に参画することにより、教職協働の推進を図っている。</p> <p>上記、組織のあり方や運営について設立団体である大阪府・大阪市の策定した中期目標にもとづいた中期計画に沿って実施され、その実績は実績報告書として取りまとめられ、大阪府・大阪市の開催する法人評価委員会において外部委員の審議を経、適宜必要な変更を行うなど点検評価に基づく改善が行われている。</p> <p>【取り組みと成果】 2019年度に設置団体である公立大学法人大阪市立大学が公立大学法人大阪府立大学と統合し、公立大学法人大阪となった。新法人の体制変更にあたって新大学の準備態勢はもちろん現行大学の円滑で、継続的な業務執行を求められた。現在新法人の体制下、円滑、継続的な事務業務を実施している。</p>	
自己評価結果	可
優れた点	大学に必要な事務組織が設置され、適宜変更を加えながら維持されている。
改善を要する点	

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
大学設置基準		
①	第四十一条（事務組織） 大学は、その事務を遂行するため、専任の職員を置く適当な事務組織を設けるものとする。	公立大学法人大阪定款 公立大学法人大阪業務方法書 公立大学法人大阪組織規程 公立大学法人大阪専決規程 公立大学法人大阪内部統制実施規程 事務組織図
②	第四十二条（厚生補導の組織） 大学は、学生の厚生補導を行うため、専任の職員を置く適当な組織を設けるものとする。	公立大学法人大阪定款 公立大学法人大阪業務方法書 公立大学法人大阪組織規程 公立大学法人大阪専決規程 公立大学法人大阪内部統制実施規程 大阪市立大学教育推進本部規程
③	第四十二条の二（社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制） 大学は、当該大学及び学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。	公立大学法人大阪定款 公立大学法人大阪業務方法書 公立大学法人大阪組織規程 公立大学法人大阪専決規程 公立大学法人大阪内部統制実施規程 大阪市立大学地域貢献推進本部規程
大学院設置基準		
④	第四十二条（事務組織） 大学院を置く大学には、大学院の事務を遂行するため、適当な事務組織を設けるものとする。	公立大学法人大阪定款 公立大学法人大阪業務方法書 公立大学法人大阪組織規程 公立大学法人大阪専決規程 公立大学法人大阪内部統制実施規程 事務組織図

へ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>設立団体である大阪府市の定める中期目標において教育に関する目標についての定めがある。</p> <p>そこには「人材育成方針及び教育 人材育成方針」として「様々な分野において指導的役割を果たせる、広い視野と高い専門性を兼ね備えた、地域社会から国際社会まで幅広く活躍できる人材を育成する。」と目標が示されており、それに応じた中期計画 No.30 では「大学及び学部研究科の理念・目的の設定と公表」が項目として掲げられており、「様々な分野で指導的役割を果たし、地域社会及び国際社会で貢献できる人材を育成するために策定されている、3ポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を恒常的に点検し、必要に応じて改定しつつ、各学位の質保証を図る。」という中期計画に沿った達成水準として「3ポリシーの点検と改定」が設定されている。</p> <p>【取り組みと成果】</p> <p>2019 年度においては年度計画として「2022 年受審予定の機関別認証評価の受審準備の一環として、全学と各学位プログラムの 3 ポリシーを持続的に点検できるようにするために教育評価計画を再点検する。」と定められていたことを受け、達成水準「教育評価計画の再点検」が達成された。</p> <p>具体的な取り組みとして、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪市立大学計画・評価会議の下に教育の内部質保証 WG を発足させ、機関別認証評価受審に向けた各部署の体制整備状況等を確認(再点検)した。 ・「大阪市立大学における教育評価に係る計画(2017 年 12 月)」の内容を再点検し、計画どおり進めることとした。 ・各研究科長を対象に「大学機関別認証評価に関する説明会」を開催し、各研究科において機関別認証評価受審に向けた体制整備(委員会設置、規程整備)を行った。 <p>が挙げられている。</p>	
<p>自己評価結果</p>	<p>可</p>
<p>優れた点</p>	<p>三つの方針について適宜見直しを行う体制と制度が構築されている。</p>
<p>改善を要する点</p>	

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	学校教育法施行規則	
①	<p>第百六十五条の二</p> <p>大学は、当該大学、学部又は学科若しくは課程（大学院にあつては、当該大学院、研究科又は専攻）ごとに、その教育上の目的を踏まえて、次に掲げる方針（大学院にあつては、第三号に掲げるものに限る。）を定めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 卒業の認定に関する方針 二 教育課程の編成及び実施に関する方針 三 入学者の受入れに関する方針 <p>2 前項第二号に掲げる方針を定めるに当たっては、同項第一号に掲げる方針との一貫性の確保に特に意を用いなければならない。</p>	<p>大阪市立大学「人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的」に関する規程</p> <p>各教育プログラム別ページ(学部別)</p>

ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>大阪市立大学の学則、大阪市立大学憲章及び研究科・学部ごとの目的等を本学ウェブサイトへ掲載し、また、中期目標・中期計画等については公立大学法人大阪のウェブサイトにおいて公開することによって、広く社会に公表している(資料10-1-1-A)。また、アクセス件数についても統計をとり発信の仕方等への検証に役立っている。</p> <p>大学構成員に対しても、大学の目的を本学ウェブサイトに掲載することにより、周知を図っている。また、学生、特に新入生に対しては、新入生オリエンテーションや履修ガイダンスの際に学生便覧等を用いて、学生全員に大学の目的を周知している。各学部・研究科でも、紹介パンフレットを作成し、オープンキャンパスや出張講義の際に配布して、学部・研究科の目的を周知している。</p> <p>上記の件、具体的には設立団体である大阪府市の定める中期目標において教育に関する目標についての定めがある。</p> <p>そこには「人材育成方針及び教育 人材育成方針」として「様々な分野において指導的役割を果たせる、広い視野と高い専門性を兼ね備えた、地域社会から国際社会まで幅広く活躍できる人材を育成する。」と目標が示されておりそれに応じた中期計画 No. 30 では「大学及び学部研究科の理念・目的の設定と公表」が項目として掲げられており「様々な分野で指導的役割を果たし、地域社会及び国際社会で貢献できる人材を育成するために策定されている、3ポリシー(ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー)を恒常的に点検し、必要に応じて改定しつつ、各学位の質保証を図る。」という中期計画に沿った達成水準として「3ポリシーの点検と改定」が設定されている。</p>	<p>【取り組みと成果】</p> <p>大学情報のより広い公開とページビューの向上等を目的に各種 SNS(フェイスブック、インスタグラム、ツイッター)を採用し、情報発信している。また、研究者の活動を可視化するため研究者 DB と連携した「研究者総覧」をウェブページ上に掲載し、その閲覧情報等を分析している。</p> <p>データ集として市立大学の情報を公表するだけでなく「データで見る公立大学法人大阪」を毎年度作成し、統合予定である大阪府立大学と比較可能な形式で法人ウェブサイトに掲載している。</p>
<p>自己評価結果</p>	<p>可</p>
<p>優れた点</p>	<p>必要な情報について公表されており、その状況は外部評価の対象となっている。</p>
<p>改善を要する点</p>	<p>より積極的な広報の観点から改善できる点があると思われる。</p>

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	学校教育法	
①	第百十三条 大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。	法人ウェブページ 大学ウェブページ
	学校教育法施行規則	
②	第七十二条の二 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。 一 大学の教育研究上の目的及び第百六十五条の二第一項の規定により定める方針に関すること 二 教育研究上の基本組織に関すること 三 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること 四 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること 五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること 六 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関すること 七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること 八 授業料、入学金その他の大学が徴収する費用に関すること 九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること 2 大学は、前項各号に掲げる事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。 3 第一項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。	法人ウェブページ 大学ウェブページ 年度計画における外部評価の状況

チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>【大学組織内の取組】 大阪市立大学ではp4「(7) 内部質保証体制図」のとおり学長・教育研究審議会を中心とした内部質保証体制を構築した。</p> <p>2019年度以降については教育の内部質保証に関連する各会議体の議事録や学生向け周知文等の資料収集を行うこととなっている。また、教育プログラム検証のための学生調査を教育点検計画(※)にもとづき実施している。</p> <p>実施にあたっては自己点検の指標となる各種資料(成績分布資料など)の提供はもとより、点検メニューの例示(チェックリスト)や先行実施している研究科の事例紹介などを全学的に行う体制を取り、手順に沿った計画的な自己点検(各プログラム毎)が可能なものとなっている。</p> <p>【中期目標に対する中期計画・年度計画の策定及び実績報告書の作成】 大阪市立大学は設立団体(大阪府・大阪市)が定める中期目標(特に教育研究上の項目)に対応した中期計画・年度計画を策定している。その策定及び実績報告書の項目別自己評価を通じて取組の振返りをを行っている。</p> <p>現在、中期目標・中期計画の期間中(2019年度～2024年度)であり年度ごとにその進捗について実績報告書を作成し項目ごとの自己評価を行うことが義務付けられている。</p> <p>作成された実績報告書は設置団体(公立大学法人大阪)としてまとめられ外部委員をメンバーに含む経営審議会、設置団体が外部の評価委員を招請して組織する法人評価委員会にて審議され承認を受けることが必要となっている。</p>	<p>【取り組みと成果】 法人評価に係る中期計画及び年度計画について法人評価委員会から受けた指摘等について追跡可能な形式で「指摘事項への対応状況」をまとめ指摘に対する対応が効果的になされているかをチェックしている。同様に経営審議会においても作成し、内部質保証に活かしていくこととなっている。</p> <p>【外部評価の活用1】 医学部医学科は医学教育分野別評価について2017年度受審・認証。(別添資料)</p> <p>【外部評価の活用2】 大学院法学研究科法曹養成専攻科は法科大学院認証評価について2018年度受審・認証(別添資料)</p>
自己評価結果	可
優れた点	外部評価を活用している点、各教育プログラム毎に手順を示して自己評価が実施できる体制がある点、教育点検計画にもとづいた全学的・計画的な調査を実施している点など
改善を要する点	配付物等の資料収集の実績がまだ積みあがっておらず、それらに基づく分析ができていない。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	学校教育法	
①	<p>第九十九条 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。</p> <p>② 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。</p> <p>③ 専門職大学院を置く大学にあつては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする。ただし、当該専門職大学院の課程に係る分野について認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。</p> <p>④ 前二項の認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準（前二項の認証評価を行うために認証評価機関が定める基準をいう。次条において同じ。）に従つて行うものとする。</p>	<p>【自己評価に関連する規程群】 大阪府市公立大学法人大阪評価委員会諸規程及び記録</p> <p>法人評価に関する諸規程 大阪市立大学計画・評価会議規程</p>
	学校教育法施行規則	
②	<p>第五十二条 学校教育法第九十条第二項の規定により学生を入学させる大学は、同項の入学に関する制度の運用の状況について、同法第九十九条第一項に規定する点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。</p>	<p>【自己評価に関連する規程群】 大阪市立大学入試推進本部規程</p>
③	<p>第五十八条 学校教育法第二百二条第二項の規定により学生を入学させる大学は、同項の入学に関する制度の運用の状況について、同法第九十九条第一項に規定する点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。</p>	<p>【自己評価に関連する規程群】 大阪市立大学入試推進本部規程</p>
④	<p>第六十六条 大学は、学校教育法第九十九条第一項に規定する点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする。</p>	<p>【自己評価に関連する規程群】 大阪市立大学入試推進本部規程</p>
	大学設置基準	
⑤	<p>第二条の三（教員と事務職員等の連携及び協働） 大学は、当該大学の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、当該大学の教員と事務職員等との適切な役割分担の下で、これらの者の間の連携体制を確保し、これらの者の協働によりその職務が行われるよう留意するものとする。</p>	<p>大阪市立大学教育推進本部規程</p>
⑥	<p>第二十五条の三（教育内容等の改善のための組織的な研修等） 大学は、当該大学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。</p>	<p>大阪市立大学教育推進本部規程 大阪市立大学全学 FD 委員会規程 大阪市立大学全学 SD 委員会規程</p>
⑦	<p>第四十二条の三（研修の機会等） 大学は、当該大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（第二十五条の三に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。</p>	<p>大阪市立大学教育推進本部規程 大阪市立大学全学 FD 委員会規程 大阪市立大学全学 SD 委員会規程</p>
	大学院設置基準	
⑧	<p>第一条の四（教員と事務職員等の連携及び協働） 大学院は、当該大学院の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、当該大学院の教員と事務職員等との適切な役割分担の下で、これらの者の間の連携体制を確保し、これらの者の協働によりその職務が行われるよう留意するものとする。</p>	<p>大阪市立大学教育推進本部規程</p>
⑨	<p>第十四条の三（教育内容等の改善のための組織的な研修等） 大学院は、当該大学院の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。</p>	<p>大阪市立大学教育推進本部規程 大阪市立大学全学 FD 委員会規程 大阪市立大学全学 SD 委員会規程</p>
⑩	<p>第四十三条（研修の機会等） 大学院は、当該大学院の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（第十四条の三に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。</p>	<p>大阪市立大学教育推進本部規程 大阪市立大学全学 FD 委員会規程 大阪市立大学全学 SD 委員会規程</p>
	法令外の関係事項	
⑪	<p>学習成果 学生の学習成果を適切に把握する取組を行っているか。</p>	<p>大阪市立大学教育推進本部規程 大阪市立大学全学共通教育教務委員会規程 大阪市立大学学部・大学院教育教務委員会規程</p>

リ 財務に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>【資産に関して】 資産は、2019年度の法人統合に伴い大阪府・大阪市から承継した資産を中心に構成され、大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有している。統合前の公立大学法人大阪市立大学においては法人化以降、減少を続けていた有形固定資産だが、耐震補強工事、理系学舎整備等、施設整備を計画的に行う事で平成24年度から増加に転じている。負債は、その大半が公立大学法人会計特有の会計処理により計上される返済を伴わない資産見返負債などにより構成されている。その他、実質的な負債である病院施設等に係る借入金があるが、償還計画に基づき計画的に返済を行っており、債務は過大ではない。また、平成23年度より長期未払金が計上されているが、前述の施設整備に係るものであり、その大半が大阪市より財源措置予定（債務負担行為による財源確保）のため、該当金額については、未収財源措置予定額として固定資産にも計上されているものである。</p> <p>【収入に関して】 主な経常的収入は、大阪市からの運営費交付金、学生納付金、附属病院収入等の自己資金及び外部資金から構成されている。平成25年度において、運営費交付金12,784百万円、学生納付金5,021百万円、附属病院収入28,576百万円、外部資金は科学研究費補助金等を含めて、3,867百万円である。</p> <p>授業料等の学生納付金については、オープンキャンパスの開催や各種の進学説明会に参加するとともに、受験生等を対象として大学見学を開催するなど、志願者及び入学者の確保に努め、安定的な収入を確保している。</p> <p>外部資金については、新産業創生研究センターの体制整備や産学連携事業の展開、研究情報の積極的発信、外部資金等獲得活用委員会による獲得戦略を実施することで、法人化当初より順調に増加している。</p> <p>【支出に関して】 本学は2006年の法人化以降、支出超過となったことはなく、2020年度の収支状況は、経常費用が***千円、経常収益が***千円で、経常利益は***千円であり、臨時損益を加えた当期純利益は***千円となっている。</p>	<p>また、毎年度の予算編成に当たり、収入見積額を基に支出予算を策定していることから、支出超過になる可能性は極めて小さい。</p> <p>【財務諸表等による自己点検、外部への公表】 財務諸表等については、地方独立行政法人法第34条の規定に基づき作成され、設立団体の長の承認後速やかにウェブサイトへ掲載することにより公表している。このほか、財務面から大学の事業内容を広くステークホルダーに理解いただけるよう、財務状況の概要をわかりやすく示したファイナンシャルレポートについても同時に本学ウェブサイトに掲載している。</p> <p>また、財務に対する会計監査として、内部監査、会計監査人による監査及び監事による監査を実施している。</p> <p>内部監査は、内部監査規程に基づき理事長直属の組織として設置されている内部監査室により、年度監査計画書を作成し、内部監査を実施している。監査終了後は、監査報告書を作成し、理事長に提出するとともに、その概要を役員会で報告している。</p> <p>会計監査人による監査は、大阪市長から選任された会計監査人と監査契約を締結することにより、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る）及び決算報告書について、地方独立行政法人法に基づく監査を受け、理事長あての監査報告書の提出を受けている。</p> <p>監事監査は、設立団体により任命された監事が監事監査規程に基づき当該年度の監査計画を作成し、業務全体の監査を実施し、監査結果報告書を理事長に提出している。また、会計監査人から監査の方法とその結果について報告及び説明を受けたうえで、当該監査の正確性について最終確認している。なお、いずれの報告書もウェブサイトに掲載し公表している。</p> <p>【全体に係る関係資料】 財務諸表、決算報告書、事業報告書、監事の監査報告書、独立監査人の監査報告書、Financial Report</p>
自己評価結果	可
優れた点	いずれの監査結果等も速やかに公表している
改善を要する点	

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
①	<p>大学設置基準</p> <p>第四十条の三（教育研究環境の整備） 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。</p>	<p>地方独立行政法人法第34条 内部監査規程 監事監査規程</p> <p>貸借対照表 収支計算書又は損益計算書 事業報告書 監事による監査報告（書） https://www.upc-osaka.ac.jp/info/financial/financial_ocu/</p>
②	<p>大学院設置基準</p> <p>第二十二條の三（教育研究環境の整備） 大学院は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。</p>	<p>地方独立行政法人法第34条 内部監査規程 監事監査規程</p>

又 イからりまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1 ICT 環境の整備について ICT 戦略会議のもと法人の持つ各校の ICT 環境整備を行っている。</p> <p>特に英語教育と ICT 環境については中期計画の一部として「英語教育の強化のための年度ごとの方針、ICT の活用、GC 副専攻の運用のあり方などを検討し、英語の効果的学修の実現を図る。(項目 35)」と定められており 2019 年度においては</p> <ul style="list-style-type: none"> ICT 機能等を活用した学びの機会を提供するなど、英語の効果的学修実現策を試行的に実施する。 <p>という計画を実施した。</p> <p>2 学生支援</p> <p>(1) 学修支援 中期計画項目 39 において「市大の 3 ポリシーに基づいて、地域社会・国際社会で活躍できる人材を育成する教育を推進するために、教員の授業と学生の自律的学修を支援する。また、特に先進的で特色ある教育活動に対しては、財政的な支援を行う。学修上課題がある学生に対する学修支援の充実を図る。」こととなっており 2019 年度においては</p> <ul style="list-style-type: none"> 市大の教育・学生ニーズを踏まえつつ、学修支援推進室を中心としたアクティブラーニング型教育と自律的学修支援のための教育・学修相談・教材開発・各種企画等を継続実施する。 TA・SA 育成プログラムの試行継続など、教育支援の開発と実施を継続する。 AP 事業を、事業計画に従って着実に実施する。 各学部教務委員が UNIPA を用い学生の学修状況を把握する。 <p>という取り組みを行った。</p> <p>(2) 特別な支援を行うことが必要な学生への支援 中期計画項目 43・44 において「学生の命を守るため各種取組を充実させるとともに、多様な悩みを有する学生に対する相談窓口などの連携を強化する。」「障がいのある学生に対する配慮について、入学前、在学中、卒業前といった各時点での支援策をトータルに提供する仕組みを確立するため、学内各部署や学外関係機関との連携を図る。」などとし、2019 年度においては</p>	<ul style="list-style-type: none"> 学生なんでも相談窓口、カウンセリングルーム、障がい学修支援室等の各相談窓口担当者と学生担当委員との情報共有による連携強化を図る。 AED・一次救命処置の動画作成に向けた方法を検討する。 職員向けのゲートキーパー研修を引き続き実施する。 障がいのある学生に対する理解を深める FD・SD 研修を充実させる。 障がいのある学生に関わる、入学前支援と在学中の学修支援を連結する。 学生の支援対応を充実するため、障がい学生支援室の体制を検討する。 障がい学生支援室の体制を検討する。 <p>という取り組みを行った。</p> <p>(3) 経済的な支援を行うことが必要な学生への支援 中期計画項目 42 において「成績基準等を重視する学修奨励制度について見直す。関連して授業料減免制度や市大奨学金制度について点検し再構築を図る。各種奨学金の被推薦者に対する支援の強化を図る。」こととし、2019 年度においては学修奨励制度と経済的支援制度(授業料減免制度、奨学金制度)について再構築に向けた検討を行った。</p> <p>3 設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた是正・改善 現在アフターフォローの対象となっている課程と完成年度は下記のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 大学院都市経営研究科 M (対象年度：H30-31) 大学院都市経営研究科 D (対象年度：R2-R4 予定) 大学院文学研究科 M・D (対象年度：R2-R4 予定) <p>対象年度 H30, H31 の課程については是正・改善意見はない旨の調査結果となっている。</p> <p>いずれの状況調査についても該当教育プログラムの教員組織(教授会)を中心に内部質保証とその検証の一環として取り組んでいる。</p>
自己評価結果	可
優れた点	各関連事項についてそれぞれ対応する規程・制度を整備できている。
改善を要する点	

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
①	ICT環境の整備 教育研究上で必要なICT環境が整備されている。	大阪市立大学における ICT 活用推進に関する規程 大阪市立大学情報セキュリティ対策規程 大阪市立大学情報セキュリティインシデント対応チーム(市大 CSIRT)規程
②	学生支援 学生の学習支援に対する体制が整備され、適切に支援が行われている。	大阪市立大学学生担当委員会規程
③	学生支援 特別な支援を行うことが必要な学生への支援等が適切に行われている。	大阪市立大学学生担当委員会規程
④	学生支援 経済的な支援を行うことが必要な学生への支援等が適切に行われている。	大阪市立大学学生担当委員会規程
⑤	設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた是正・改善 設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた大学の教育活動等の是正または改善に関する文部科学大臣の意見に対して講じた措置を踏まえ、是正または改善に努めている。	大阪市立大学教育推進本部規程 大阪市立大学学部・大学院教育教務委員会規程

Ⅱ 「基準 2 教育研究の水準の向上」に関する点検評価資料

1) 自己分析活動の状況

<p>大阪市立大学は、中期目標及び中期計画に定められた各種取り組みの実施及び実績報告書の取りまとめを通じた自己点検を継続的に行っている。</p> <p>中期計画に対応した各年度計画には、教育・研究・社会連携及び管理運営等に関する具体的な取組の内容と、その目標とすべき達成水準を定められていることから、それら項目に関連した取組については計画策定時点から終了までの実施状況の把握が可能となっている。</p> <p>下記目次において自己分析活動の取組名称と対応する年度計画の項目を示すことで、それぞれの取組の推移が既に公表されている各種資料まで遡ることが可能となっている。</p> <p>自己評価委においてすべての項目に「計画策定の時点から外部の視点からの検証を受け、その実績報告に至るまでのプロセスに外部の意見を取り入れ、年度が経過してからも指摘事項について追跡の調査を行い改善に向けた取組を行っている」旨文言を入れているのは、その改善に向けた総体的な取組について積極的な評価を行っているためである。</p> <p>第1項目として挙げた「教育改善・FD宣言に基づく、全学と各部局・部署によるFDとSDの実施体制」は計画 No. 38 に関連した取組となっている。法人化以前から大学としてのFDに対する姿勢を明らかにし、取組を重ねてきたことが水準向上につながっていると判断したことから取り上げた。</p>	<p>第2項目として挙げた「教育評価方針と全学の教育評価計画に基づく、カリキュラム評価の組織的な実施」は計画 No. 36 に関連した取組であり、全学的に承認された調査計画にもとづいた各種調査を実施し水準向上につながっていると判断したことから取り上げた。</p> <p>第3項目として挙げた「内部質保証体制の構築・運用」は全学的な会議体間の連携や従来行われてきた各教育プログラム内での教育の内部質保証に関する取組を規程や具体的な検証メニューを通じて継続的に実施し、実績を蓄積可能な体制としてることが水準の向上に資するものとなっていることから取り上げた。</p>
---	--

2) 自己分析活動の取組み（目次） ※学習成果に関する分析の取組み等を1つ以上記述します

No.	タイトル	ページ数
1	教育改善・FD宣言に基づく、全学と各部局・部署によるFDとSDの実施体制	37
2	教育評価方針と全学の教育評価計画に基づく、カリキュラム評価の組織的な実施	38
3	内部質保証体制の構築・運用	39
4		40
5		41

3) 自己分析活動の取組み

タイトル (No. 1)	教育改善・FD 宣言に基づく、全学と各部局・部署による FD と SD の実施体制															
分析の背景	<p>(中期計画 No.38 に相当)</p> <p>中期目標 「教育の質保証等」の項では教育の質の改善・向上を図るための体制を強化するとともに、学習成果の多面的な評価に基づいた教育の自己点検・評価を継続的に実施し、教育の充実に取り組む。また、分野横断型の教育に対応しうる柔軟な教育体制を構築するとともに、各組織の機能充実に努めることとなっている。</p>															
分析の内容	<p>上記取組について中期計画（現行中期計画は法人統合に伴い 2019 年度から 2024 年度までの 6 か年）では「FD・SD 体制 ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づき、学生が十分な学修成果を上げるために、全学的組織体制の支援のもとで、市大の「教育改善・FD 宣言」に則した、教育改善及びFD・SD 活動の取組を効果的に実施する。」と定められている。</p> <p>2019 年度の年度計画及びその達成水準は</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全学的 SD 実施組織の設置の検討を行う。 ・教育をめぐる国内外の動向や教職員による日々の教育実践から生ずるニーズを踏まえ、市大学生が真に学ぶ教育のための FD 企画を実施する。 ・教職協働による FD・SD の実施に向けた具体案の策定を開始する。 ・大阪市立大学の役員、教職員に必要なSD研修を実施する。 ・SD として、実施されている研修等を把握し、点検する。 <p>となっており、いずれも事前に設定した達成水準を満たしていた。</p> <p>また、本項目に関連した定量調査項目は下記のとおりとなっており、その変化の原因分析等を通じて企画の見直し等が行われている。</p> <p>●全学 FD 企画参加者数</p> <table border="0"> <tr> <td>2017 年度：多人数型</td> <td>221 人</td> <td>／</td> <td>少人数型</td> <td>330 人</td> </tr> <tr> <td>2018 年度：多人数型</td> <td>323 人</td> <td>／</td> <td>少人数型</td> <td>651 人</td> </tr> <tr> <td>2019 年度：多人数型</td> <td>154 人</td> <td>／</td> <td>少人数型</td> <td>381 人</td> </tr> </table>	2017 年度：多人数型	221 人	／	少人数型	330 人	2018 年度：多人数型	323 人	／	少人数型	651 人	2019 年度：多人数型	154 人	／	少人数型	381 人
2017 年度：多人数型	221 人	／	少人数型	330 人												
2018 年度：多人数型	323 人	／	少人数型	651 人												
2019 年度：多人数型	154 人	／	少人数型	381 人												
自己評価	<p>計画策定の時点から外部の視点からの検証を受け、その実績報告に至るまでのプロセスに外部の意見を取り入れ、年度が経過してからも指摘事項について追跡の調査を行い改善に向けた取組を行っていることから継続的な検証を行っていると評価できる。</p>															
関連資料	<p>法人評価委員会議事録（実績報告書の承認、前年度実績のうち意見のあった項目への取組について対応状況の調査）</p> <p>経営審議会議事録（年度計画案への意見、進捗状況への意見、実績報告書への意見、前年度実績のうち意見のあった項目への取組について対応状況の調査）</p> <p>教育改善・FD 宣言</p>															

タイトル (No. 2)	教育評価方針と全学の教育評価計画に基づく、カリキュラム評価の組織的な実施
分析の背景	(中期計画 No.36 に相当) 中期目標 「教育の質保証等」の項では教育の質の改善・向上を図るための体制を強化するとともに、学習成果の多面的な評価に基づいた教育の自己点検・評価を継続的に実施し、教育の充実に取り組む。また、分野横断型の教育に対応しうる柔軟な教育体制を構築するとともに、各組織の機能充実に努めることとなっている。
分析の内容	<p>上記取組について中期計画（現行中期計画は法人統合に伴い 2019 年度から 2024 年度までの 6 か年）では「教育の質保証 学士課程・大学院課程を通して、教育の内部質保証システムの機能強化を図るため、学生・院生へのアンケート調査、統計調査をはじめとする教学 I R を充実させるとともに、教育評価に係る全学的な戦略のもとで 3 ポリシーに基づいた教育カリキュラムの検証と改善を行う。」と定められている。</p> <p>2019 年度の年度計画及びその達成水準は</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育評価計画に基づき、調査を実施する。 ・教学 I R 機能を備えた組織の設置及びそれに基づく教育の質保証システムの構築を検討する。 ・引き続き、各種会議や FD における学生・教員調査結果等の共有を行う。 <p>となっており、いずれも事前に設定した達成水準を満たしていた。</p> <p>特に当該年度は、下記取組みを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育開発支援室設置に向け規程の整備等を行い、発足の時期を見据えつつ関係諸会議に諮った。 ・GC 副専攻と CR 副専攻について効果等の検証を行った結果、前年度並みの履修実績を達成できた。 ・大学院生のキャリア形成プログラム科目である 5 科目を大学院共通教育科目として継続実施するとともに、博士修士人材キャリア形成支援プログラム運営委員会を開催し運営体制の検討を行い、女性研究者支援室と連携して長期インターンシップの派遣を行った。
自己評価	<p>計画策定の時点から外部の視点からの検証を受け、その実績報告に至るまでのプロセスに外部の意見を取り入れ、年度が経過してからも指摘事項について追跡の調査を行い改善に向けた取組みを行っていることから継続的な検証を行っていると評価できる。</p>
関連資料	法人評価委員会議事録（実績報告書の承認、前年度実績のうち意見のあった項目への取組について対応状況の調査） 経営審議会議事録（年度計画案への意見、進捗状況への意見、実績報告書への意見、前年度実績のうち意見のあった項目への取組について対応状況の調査）

タイトル (No. 3)	内部質保証体制の構築・運用
分析の背景	<p>(中期計画 No.30, 36, 92 と関連)</p> <p>中期目標 「教育の質保証等」の項では教育の質の改善・向上を図るための体制を強化するとともに、学習成果の多面的な評価に基づいた教育の自己点検・評価を継続的に実施し、教育の充実に取り組む。また、「自己点検・評価の実施」の項では教育研究活動や業務運営全般について、自己点検・評価の体制を整備し、点検及び評価を継続して行い、その結果を改善に活かすこととなっている。</p>
分析の内容	<p>上記取組について中期計画（現行中期計画は法人統合に伴い 2019 年度から 2024 年度までの 6 か年）では「自己点検・評価 各大学及び高専は、教育・研究の質を維持・向上させるため、自己評価・外部評価を継続して実施する。また、評価結果をフィードバックし、評価結果に基づいた改善を行い、評価サイクルを効果的に機能させる。」と定められている。</p> <p>2019 年度の年度計画及びその達成水準は</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育評価計画の再点検 ・教育評価計画に基づき、調査を実施する。 ・教学 I R 機能を備えた組織の設置及びそれに基づく教育の質保証システムの構築を検討する。 ・2019 年度自己点検・評価書の作成 ・認証評価に関する SD の実施 <p>となっており、いずれも事前に設定した達成水準を満たしていた。</p> <p>特に当該年度は下記取組みを行った</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪市立大学計画・評価会議の下に教育の内部質保証 WG を発足させ、機関別認証評価受審に向けた各部局の体制整備状況等を確認（再点検）した。 ・「大阪市立大学における教育評価に係る計画（2017 年 12 月）」の内容を再点検し、計画どおり進めることとした。 ・各研究科長を対象に「大学機関別認証評価に関する説明会」を開催し、各研究科において機関別認証評価受審に向けた体制整備（委員会設置、規程整備）を行った。 ・全学の教育評価計画に基づき、学士課程卒業生調査、大学院生調査・修了生調査をそれぞれ実施した。 ・教学 IR 機能を備えた組織案の策定および機関別認証評価受審を見据えた教育評価計画の検討を行った。 ・教員意識調査の結果を教育研究審議会で報告した。 ・学士課程 1 年生調査結果の報告書を作成するとともに、AP 事業の総括シンポジウムを全学 FD・SD 事業として開催した。
自己評価	<p>計画策定の時点から外部の視点からの検証を受け、その実績報告に至るまでのプロセスに外部の意見を取り入れ、年度が経過してからも指摘事項について追跡の調査を行い改善に向けた取組みを行っていることから継続的な検証を行っていると評価できる。</p>
関連資料	<p>法人評価委員会議事録（実績報告書の承認、前年度実績のうち意見のあった項目への取組について対応状況の調査）</p> <p>経営審議会議事録（年度計画案への意見、進捗状況への意見、実績報告書への意見、前年度実績のうち意見のあった項目への取組について対応状況の調査）</p> <p>教育評価計画</p>

Ⅲ 「基準 3 特色ある教育研究の進展」に関する点検評価資料

1) 特色ある教育研究の状況


<p>大阪市立大学は、中期目標及び中期計画に定められた各種取り組みの実施及び実績報告書の取りまとめを通じた自己点検を継続的に行っている。</p> <p>中期計画に対応した各年度計画には、教育・研究・社会連携及び管理運営等に関する具体的な取組の内容と、その目標とすべき達成水準を定められていることから、それら項目に関連した取組については計画策定時点から終了までの実施状況の把握が可能となっている。</p> <p>下記目次において自己分析活動の取組名称と対応する年度計画の項目を示すことで、それぞれの取組の推移が既に公表されている各種資料まで遡ることが可能となっている。</p> <p>自己評価委においてすべての項目に「計画策定の時点から外部の視点からの検証を受け、その実績報告に至るまでのプロセスに外部の意見を取り入れ、年度が経過してからも指摘事項について追跡の調査を行い改善に向けた取組を行っている」旨文言を入れているのは、その改善に向けた総合的な取組について積極的な評価を行っているためである。</p> <p>第1項目として挙げた「OCU 指標とその総合活用スキームによる学修成果の保証」は、本学における教育効果の指標化の継続的な研究及びその普遍化の取組みである。外部からの評価（JSPS AP 事業として申請・採択）もあわせて特筆すべきものとして挙げた。</p> <p>第2項目として挙げた「英語教育改革」は共通教科書・共通テストなどの達成度判定可能性を高める取組を軸に自律的な英語学習をあわせた総合的な教育プログラムの構築を目指している。</p>	<p>第3項目として挙げた「防災教育（防災士養成・育成）」は、社会連携活動の一環として「防災士」資格の取得とその活用を有機的に連携させる取組となっている。</p>
--	---

2) 特色ある教育研究の取組み（目次）

No.	タイトル	ページ数
1	OCU 指標とその総合活用スキームによる学修成果の保証<39>	45
2	英語教育改革<31>	46
3	防災教育（防災士養成・育成）<52>	47
4		48
5		49

3) 特色ある教育研究の取組み

<p>タイトル (No. 1)</p>	<p>OCU 指標とその総合活用スキームによる学修成果の保証<39></p>
<p>取組の概要</p>	<p>総合大学である大阪市立大学の多様な学生全てに求められる学修成果と、各学位プログラム特有の学修成果両方の質的・量的な直接評価を「OCU 指標」に統合し、他の間接評価指標と合わせて活用し、授業内外での能動的学修支援等も含む「総合活用スキーム」全体を通して、学生・教員・大学がそれぞれ学習・教育実践・カリキュラムの改善に役立て、卒業時の学修成果の質保証につなげようとする取組み</p>
<p>取組の成果</p>	<p>大阪市立大学は、平成28年度に文部科学省の大学教育再生加速プログラム（AP）「高大接続改革推進事業」における「テーマV：卒業時における質保証の取組の強化」に採択されました。</p> <p>「高等学校や社会との円滑な接続のもと、3つのポリシー（「ディプロマ・ポリシー」「カリキュラム・ポリシー」「アドミッション・ポリシー」）に基づき、入学から卒業まで質の伴った大学教育を実現するために取組を始動させました。</p> <p>下記の概念図のとおり、総合大学である本学の多様な学生全てに求められる学修成果と、各学位プログラム特有の学修成果両方の質的・量的な直接評価を「OCU 指標」に統合し、他の間接評価指標と合わせて活用し、授業内外での能動的学修支援等も含む「総合活用スキーム」全体を通して、学生・教員・大学がそれぞれ学習・教育実践・カリキュラムの改善に役立て、卒業時の学修成果の質保証につなげようとするものです。</p>
<p>自己評価</p>	<p>本 AP 事業運営における全体のマネジメントを行うことを目的として、学長のリーダーシップのもと、学長自身が委員長となる「ステアリング委員会」を設置し、本 AP 事業をきっかけとして、全学を挙げて大学改革を進めていくため教職協働をとまなう全学的な協力・実施体制を整備することができた。</p>
<p>関連資料</p>	<p>AP 事業、申請資料・概要資料（含スキーム図）・中間報告資料</p>

タイトル (No. 2)	英語教育改革<31>
取組の概要	全学共通教育改革（初年次教育科目・英語教育科目・総合教育科目の改革案）の一環として実施された2019年度からの新カリキュラム 1年次：CEFR 準拠、共通教科書、共通テストに基づくカリキュラム 2年次：CEFR 準拠、共通教科書使用（複数のWriting/Reading用テキストから担当教員が選択） 前期はwriting、後期はreadingを中心とした授業を実施、Writing assessment rubricを作成し使用
取組の成果	<p>英語教育改革修正案では、2019年度（初年次教育改革開始年度）より、1年次集中型の Semester制新カリキュラムを実施する。</p> <p>そのカリキュラムは下記の5点で特徴づけられている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1年次集中カリキュラム Semester制での提供。 学修支援室を開室し、授業のフォローアップを実施。 CEFR-OCU（統一シラバス）の構築従事者 英語教育改革チームの英語教員が専従 外国語オナーズ制度の構築と CEFR-OCUに基づき、自らの言語運用能力を証明できるOCU Language Passportを作成。外国語オナーズ制度を設け、学生を表彰することで、就活にメリットのある制度とする。 2年次英語クラスの拡充 2年次クラスの必修化。 ICT教育の活用 CEFR-OCUに則り、授業外でもe-learningを利用した自主学習を促進させることで、4年間を通して自律した学習者の育成を目指す。 2019年度が初年度のため報告書が未完成であるが報告にもとづいた見直しをも仕組みに取り込んだ制度となっているため適宜の改善が可能となっている。 <p>【カリキュラムストラクチャー図】</p> 
自己評価	全学共通科目の一部である英語教育プログラムについて新たな枠組みを構築するだけでなく、その検証の仕組みも制度に組み込んだものとなっている。
関連資料	全学会議での報告資料 学生説明用資料 （実施後の報告書）

タイトル (No. 3)	防災教育（防災士養成・育成）<33・52>
取組の概要	<p>本学、都市防災教育センターが各種防災講座及び一般財団法人防災士機構の認証する防災士資格について養成講座を提供している。</p> <p>また、地域の関係機関と連携し防災講座の成果物の活用や資格取得後の訓練の場の提供などを視野に入れた取組みを行っている。</p>
取組の成果	<p>【都市防災教育研究センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て世代の防災行動を促すための講座開催についての企画立案及び運営についての意見交換会を実施した。（大阪市住之江区） ・南海トラフ巨大地震発生時の津波浸水時間及び建物被害による避難者数をシミュレーションし、これを基に図上訓練を実施した。また、区長会勉強会にてこの研究結果を発表した。（大阪市区長会安全環境防災部会） ・災害に関するサイエンスカフェを2回開催した （都市防災に関する産官学によるネットワーク形成支援） ・「リスクコミュニケーションによるレジリエントコミュニティ創出拠点の形成（重点研究）」を実施し、台風によるリスク管理及びインバウンドに関する避難などを調査・研究を行った。 ・本学発ベンチャー三谷電池技術開発との連携による災害時の蓄電池の活用についての実証実験を東成区役所で実施した。（大阪市危機管理室、東成区） <p>【防災士育成プログラム】</p> <p>防災士養成講座を開催し、地域防災リーダーの養成に向けて講座の開放を実施した。育成プログラムへは、大阪市危機管理室・大阪市湾岸5区役所職員をはじめ湾岸5区の地域防災リーダーも多数受講した。全受講者112名のうち、地域防災リーダーの受講が45名。</p> <p>●防災士育成プログラム防災士資格取得者数</p> <p>2017年度：63人 2018年度：79人 2019年度：88人</p>
自己評価	<p>教育、資格取得の機会提供のみならず研修成果を当該地区の防災計画策定に活かすことや、資格取得後の資格者の訓練機会提供をも視野に入れたプログラムを提供しており、従前の座学中心、資格取得のみを目的とした社会人教育とは一線を画するものとなっている。</p> <p>研修提供先である各機関からの評価も高いことから地域への人材育成を高いレベルで支援することができている。</p>
関連資料	<p>法人評価委員会議事録（実績報告書の承認、前年度実績のうち意見のあった項目への取組について対応状況の調査）</p> <p>経営審議会議事録（年度計画案への意見、進捗状況への意見、実績報告書への意見、前年度実績のうち意見のあった項目への取組について対応状況の調査）</p> <p>防災士育成プログラム募集要項</p>